

# マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

## 今回のテーマ： 税制改正による節税封じ

平成 22 年度の税制改正大綱が閣議決定され、個人年金保険商品等を利用した相続税の節税対策、金庫株や組織再編を利用した法人税の節税スキームが封じられることとなります。

### 1. 年金受給権等の定期金に係る評価の見直し（相続税法第 24 条）

年金受給権等の定期金に関する相続税・贈与税の評価の見直し（強化）が行われ、一時払い型個人年金保険商品等の相続税評価額が変更されます。

#### 1) 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額

平成 22 年 4 月 1 日以後、原則として、解約返戻金相当額により評価されることとなります。

#### 2) 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額

相続若しくは遺贈又は贈与の時期		定期金の評価	
平成 22 年 3 月 31 日まで		現行の評価額（相続税法第 24 条） 給付金額の総額 × 受給期間に応じた割合	
		受給期間の残存期間	割合
		5 年以下	70%
		5 年超 10 年以下	60%
		10 年超 15 年以下	50%
		15 年超 25 年以下	40%
		25 年超 35 年以下	30%
		35 年超	20%
平成 22 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日	平成 22 年 3 月 31 日以前 に締結した契約に係る定期金	次に掲げる金額のうちいずれが多い金額 解約返戻金相当額 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額 予定利率等を基に算出した金額	
平成 23 年 4 月 1 日以後			

### 2. グループ法人間取引による損益計上の見直し

自己株式の取得により生じるみなし配当や譲渡損益について見直しが行われ、平成 22 年 10 月 1 日以降、つぎのとおりとなります。

- 1) 100%グループ内の法人間における、自己株式の取得（金庫株）については、株式の譲渡損益を計上しません。
- 2) 100%グループ内の法人間における、不動産、有価証券などの資産移転に係る譲渡損益は、当該資産がグループ外へ移転するときまで、繰り延べられます。
- 3) 自己株式として取得されることを予定して取得した株式から生ずるみなし配当については、受取配当等の益金不算入制度が適用されません。

（次ページへ）

**お見逃しなく！**

1. 100%グループ内の法人間における非適格合併・非適格株式交換等（平成22年10月1日以降）により生ずる譲渡損益・評価損益を認識しません。
2. 適格合併等における欠損金の適用制限措置について、要件が見直されます。